

環境配慮技術指針

I 環境配慮技術指針の基本的事項

第1 趣旨

この環境配慮技術指針（以下「技術指針」という。）は、「大分県環境配慮推進要綱」第3条第1項の規定により、対象事業の実施により環境に影響が生じるおそれがあるものについて、適切に環境配慮が行われるよう、環境配慮の基本的方向とそれに対応する環境配慮事項について、すべての対象事業に共通する事項（以下「共通事項」という。）及び事業の種類別の事項（事業別事項）を定めたものである。

なお、この技術指針は、今後の環境配慮事例の実績の積み重ね、調査研究の進展に応じて、適切な判断を加え、所要の見直しを行うものである。

第2 環境配慮調書の作成手順

- 1 環境配慮調書の作成に先立って、環境配慮の内容を検討するに当たっては、対象事業を実施しようとする区域及びその周辺地域の環境の基本的な特性を把握するため、既存文献・資料等の環境情報や必要に応じ現地踏査等の結果を参考にして、環境配慮技術指針に掲げる環境配慮事項ごとに該当の有無を判断する。
- 2 既存の環境情報等で環境配慮事項に該当するか否かを判断できない場合は、必要に応じ学識経験を有する者の助言を求めたり、現地の環境調査を行うものとする。
- 3 事業の特性及び地域の環境の特性から判断して、環境配慮技術指針に掲げる環境配慮事項に該当する場合は、該当する環境配慮事項ごとに実施する環境配慮の具体的内容を記載することとする。
- 4 環境配慮調書の作成の段階で、事業の具体的諸元が決定していないことなどにより環境配慮の具体的内容について記載できない場合においては、当該事項について環境配慮の基本的な考え方を記載し、環境配慮の具体的内容が決定した段階で当該事項について追加する。

第3 第1対象事業に係る環境影響評価の項目等

第1対象事業に係る環境影響評価の項目、当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定並びに環境の保全のための措置については、大分県環境影響評価条例（平成11年大分県条例第11号）第4条第1項の技術的事項に係る指針を参考にして行うものとする。

II 共通する環境配慮及び事業別環境配慮技術指針

1 共通事項	
環境配慮の基本的方向	環境配慮事項
(1) 構想段階	
① 周辺環境への影響の配慮に努めること。	周辺環境への影響の回避・低減に配慮した用地や路線等の選定に努める。 特に保全されるべき自然環境を有する地域等は、極力回避するよう努める。
② 周辺の土地利用との整合を図るよう努めること。	用地や路線等の選定に当たっては、周辺の土地利用との整合に努める。
③ 都市基盤の整備状況との整合がとれるよう努めること。	道路、公共交通機関、下水道、廃棄物処理施設等の都市基盤の整備状況との整合がとれるよう努める。
(2) 計画段階	
① 自然環境の著しい改変を伴う開発は極力避けること。	植生自然度の比較的高い地域への立地を回避するなど、現存する植生の保全に努めること。
② 動植物の保護と生息・生育環境の保全に努めること。	用地や路線等の選定に当たっては、野生動物の生息地の分断を可能な限り回避するとともに、野生動物の生息・生育空間の確保に努める。 野生動物の移動性の確保や落下死等の防止に努める。 照明などによる野生動物への影響の防止に配慮する。 必要に応じ野生動物の代替生息地の確保に努める。 必要に応じ、野生植物の移植や代替生育地の確保や伐開地等の林縁の回復に努める。
③ 周辺の地形・地質等に十分配慮すること。	用地や路線等の選定に当たっては、地形・地質等の改変の抑制に配慮する。 地域の特性（山地、丘陵地、平地等）に応じ、地形・地質等の改変の抑制に努める。 土工量は、計画地内でバランスさせるよう努める。
④ 計画地内の良好な自然環境の保全に努めること。	良好な自然環境の改変を最小限にとどめるなど自然に配慮した工法の採用に努める。 事業や地域の特性に応じ、周辺景観との調和に配慮する。
⑤ 自然的要素の多いうらおいのある空間の創出に努めること。	自然環境に配慮した身近な水辺などの親水空間の整備・創出に努める。
⑥ 水循環の保全に努めること。	緑地や裸地の確保、緑化の推進、透水性舗装、雨水利用システム、中水道システムの採用などにより、地域の水循環の保全に配慮する。 必要に応じて、地下水脈等の保全に配慮する。
⑦ 緑化に当たっては、計画地内に現存する樹木等の活用を図ること。	緑化木の選定に当たっては、計画地内等に現存する樹種や地域の特性に配慮する。
⑧ 植樹・植栽を行う場合は、地域の潜在的な植生に配慮すること。	植樹・植栽を行う場合には、地域の潜在的な植生に配慮する。
⑨ 歴史的文化遺産を適切に保護・保全します。	用地や路線等の選定に当たっては、埋蔵文化財の分布状況の把握に努める。 用地や路線等の選定に当たっては、歴史的文化遺産への影響を回避するよう努める。
⑩ 歴史的文化遺産を積極的に活用して周辺と調和した空間の創出に努めること。	地域の特性に応じ、歴史的文化遺産との調和に配慮した景観の形成に努める。

(3)実施段階	
① 環境保全上の支障が生じないよう適切な措置を講じること。	工事に伴う土砂や濁水の流出、粉じん、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の環境保全上の支障が生じないよう工法の工夫や工事用機械の選択など適切な措置を講ずる。
	動植物の生息・生育環境に配慮した工事工程・工法等の採用に努める。
	工事用の防護壁等のデザイン・色などに配慮するなど、周辺の景観との調和に努める。
② 残土や廃棄物を適正に処理すること。	残土や廃棄物の発生抑制、減量化及びリサイクルに努める。 残土や廃棄物の適正な処理・処分に努める。
③ 県産材や再生資源を積極的に採用すること。	県産材や間伐材の活用、再生資源の使用など資源の有効利用に努める。
④ 熱帯木材製合板型枠の使用抑制や反復使用に努め、金属などの熱帯木材以外の型枠材料への転換を推進すること。	熱帯木材製合板型枠の使用抑制や反復使用に努め、金属などの熱帯木材以外の型枠材料への転換を推進する。
(4)使用段階	
① 日常の事業活動や施設の運営等に当たり、環境保全上の支障が生じないよう適切な措置を講じること。	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の環境保全上の支障が生じないよう施設等の適切な維持管理を行うなどの措置を講ずる。
② 必要に応じて環境への影響についてモニタリングを実施すること。	環境影響が著しく大きい場合や環境保全措置の効果が不明な場合などにおいては、必要に応じて環境への影響についてモニタリングを実施する。

2 面的開発・整備事業	
(1)住宅関連の事業 (住宅団地造成、市街地再開発、土地区画整理等)	
環境配慮の基本的方向	環境配慮事項
① 自然をより多く取り入れた快適で良好な街並みの創造に努めること。	良好な街並みや道路景観等の快適な都市環境の創造に努める。
② 生活排水による水質汚濁が生じないように努めること。	適切な規模・方式による生活排水処理施設を設置する。
③ 建設副産物の資源化・再生利用を促進すること。	
④ 生活環境に著しい支障が生じないよう建物の配置等に配慮すること。	電波障害、日照障害、風害等により生活環境に著しい支障が生じないよう建物の配置、構造等に配慮する。
⑤ エネルギーの有効利用や省エネルギーを推進すること。	地域冷暖房、コージェネレーションシステムの導入などによりエネルギーの有効利用に努める。
	ソーラーシステムや太陽光発電システムを導入するなど再生可能な地域エネルギーの利用に努める。
	省エネルギー型の工事機器の使用や省エネルギー住宅の建築などによりエネルギーの有効利用に努める。
(2)商工業関連の事業	
① 野外広告物等の色、デザイン、高さなどは、周辺風景との調和を図る。	野外広告物、建物等の色、デザイン、高さなどは、周辺景観との調和に配慮する。 特に野外広告物による景観阻害に配慮する。
② 十分な緑地や親水空間などの確保に努めること。	
③ 生活環境に著しい支障を及ぼさないよう建物の配置、照明施設等に配慮すること。	騒音、電波障害、日照障害、光害等により生活環境に著しい支障を及ぼさないよう建物の配置、照明施設等に配慮する。
④ 省エネルギーに努めること。	省エネルギー型の空調設備や照明設備などエネルギー効率の高い施設を導入し、省エネルギーに努める。
(3)農業関連の事業 (農用地の造成、農業用排水路の整備等)	
① 多自然型工法の採用等により、親しみやすい水辺空間を確保するよう努めること。	農業用排水路の整備に当たっては、多自然型工法の採用等により、親しみやすい水辺空間を確保するよう努める。
② 動植物の生息・生育空間の保全に努めること。	野生生物の生息・生育空間の保全に努める。
③ 農村の良好な田園風景の保全に配慮すること。	農村の良好な田園景観の保全に配慮する。
④ 生活排水による水質汚濁が生じないように努めること。	生活排水による水質汚濁が生じないように農業集落排水処理施設等の生活排水処理施設を整備する。
⑤ 農村地域の自然や農業との触れ合いの場としての活用を図ること。	農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。
⑥ リサイクルに努めること。	農業集落排水処理施設等の下水汚泥や家畜ふん尿、農産物残さ等の農業廃棄物を肥料として活用するなど、リサイクルに努める。
⑦ 環境への負荷の低減を図ること。	環境保全型農業への転換を進め、農薬や肥料の適正利用、家畜ふん尿の適正処理等により、水環境や土壌環境、生態系等への負荷の低減を図る。

(4)余暇関連の事業 (運動施設の建設等)	
① 自然とのふれあいの場の整備に努めること。	身近な緑や水辺などの自然とのふれあいの場の整備に努める。
② 廃棄物の適正処理・リサイクルシステムを組み込み、環境への負荷の低減に努めること。	施設の建設に当たっては、廃棄物の適正処理・リサイクルシステムを組み込み、環境への負荷の低減に努める。
③ 緑地の保全を図ること。	二酸化炭素の吸収源としての緑地の保全を図り、その質・量の充実に努める。
④ エネルギー効率の高い設備の導入に努めること。	省エネルギー型の空調設備や照明設備などエネルギー効率の高い設備を導入し、省エネルギーに努める。

3 線的開発・整備事業	
(1)交通関連の事業 (道路の整備等)	
環境配慮の基本的方向	環境配慮事項
① 快適で良好な街並みの創造に努めること。	<p>工事中道路の緑化に努めること。</p> <p>工事に伴って生じる裸地等へは、在来種などを用いて積極的に緑化するよう努める。</p> <p>緩衝緑地の整備や歩道の緑化、法面緑化などを行い、快適で良好な街並みの創出に努める。</p> <p>道路標識や防護柵の設置に当たっては、緑地、沿道の自然景観、歴史的文化遺産などの保全に配慮する。</p>
② 交通流の円滑化を図ること。	道路の建設に当たっては、右折帯の設置、立体交差化などにより交通流の円滑化を図る。
③ 街路樹や遮音壁などの適切な配置に努めること。	街路樹や遮音壁などの適切な配置に努める。
④ 周辺の環境に著しい支障が生じないように配慮すること。	電波障害、日照障害、光害等により周辺の環境に著しい支障が生じないようにする。
⑤ 再生材を積極的に利用すること。	路盤材道路資材への再生材の積極的利用や間伐材の活用に努める。
⑥ リサイクルを推進すること。	建設副産物についても、リサイクルを推進する。
(2)河川関連の事業 (河川の改修整備、ダム建設等)	
① 緑地や水辺の動植物などの身近な自然の保全に努めること。	護岸の整備に当たっては、必要に応じ、多自然型工法の採用等により、緑地や水辺の動植物などの身近な自然の保全に努める。
② 周辺の豊かな自然環境の保全を図り、森林の有する水源かん養機能の維持に努めること。	ダム建設に当たっては、緑地など周辺の豊かな自然環境の保全を図り、森林の有する水源かん養機能の維持に努める。
③ 河川の生態系に配慮した整備に努めること。	<p>河川の水辺、湿地・湿原、干潟等、動植物の生息や生育環境の維持・保全に努める。</p> <p>魚道を設置するなど、魚類等の移動性の確保に努める。</p> <p>必要に応じて野生生物の生息・生育に適した環境の創造に努める。</p> <p>河道の変更や水路の新設等に当たっては、下流の自然環境に著しい影響を及ぼさないよう配慮する。</p>
④ 河川の生態系の維持に必要な水量や開水面の確保に努めること。	河川の生態系の維持に必要な水量や海水面の確保に努める。
⑤ 快適で良好な親水空間の創出に努め、身近な水辺とのふれあいの場として活用すること。	親水性護岸の整備や緑化の推進、遊歩道や休憩施設など周辺景観に配慮した施設の整備などにより快適で良好な親水空間の創出に努め、身近な水辺とのふれあいの場として活用する。
⑥ ダム湖の富栄養化の防止及び河川の自浄作用の維持に配慮した施設の整備に努めること。	ダム湖の富栄養化の防止及び河川の自浄作用の維持に配慮した施設の整備に努める。

4 拠点開発・整備事業	
(1) 海岸関連の事業 (港湾・漁港の整備等)	
環境配慮の基本的方向	環境配慮事項
① 良好な自然環境を保全する。	港湾・漁港の整備等に当たっては、良好な自然環境を保全する。
② 潮流や水質への影響、干潟や藻場、海岸地形、生態系への影響の軽減を図ること。	潮流や水質への影響、干潟や藻場、海岸地形、生態系への影響の軽減を図る。
③ 快適で良好な親水空間の創出に努め、身近な水辺とのふれあいの場として活用すること。	親水性護岸の整備や緑化の推進、遊歩道など周辺景観に配慮した施設を整備することなどにより快適で良好な親水空間の創出に努め、身近な水辺とのふれあいの場として活用する。
④ 埋立用材には陸上残土等の活用に努めること。	埋立用材には陸上残土等の活用に努める。
⑤ 埋立用材確保のために土石を採取する場合は、自然環境の保全に配慮すること。	埋立用材確保のために土石を採取する場合は、自然環境の保全に配慮する。
⑥ 埋立用材による環境汚染が生じないように配慮すること。	埋立用材による環境汚染が生じないように配慮する。
(2) ごみ関連の事業 (産業廃棄物処理施設の整備)	
① 排水口の位置に配慮すること。	水生生物や水辺の植物等生態系への影響を防止するため、排水口の位置に配慮する。
② 水の循環利用システムの導入に努めること。	水の有効利用を図るため循環利用システムの導入に努める。
③ 高度の環境保全技術の導入に努めること。	廃棄物の処理・処分に伴い有害物質による環境汚染が生じないように高度の環境保全技術の導入に努める。
④ 資源やエネルギー消費の少ない廃棄物処理施設の導入に努めること。	資源やエネルギー消費の少ない廃棄物処理施設の導入に努める。
⑤ 廃棄物の焼却量の削減に努めること。	リサイクルの推進により、廃棄物の焼却量の削減に努める。
⑥ 未利用エネルギーの有効利用を図ること。	焼却余熱の有効利用など未利用エネルギーの有効利用を図る。
⑦ 焼却灰や金属類、汚泥の再資源化や有効利用に努めること。	焼却灰や金属類、汚泥の再資源化や有効利用に努める。
(3) 研究関連の事業 (大学、研究施設の整備)	
① 環境への負荷の低減に努めます。	廃棄物の適正処理・リサイクルシステムを組み込み、環境への負荷の低減に努める。
② 研究等に使用する化学物質等による環境汚染が生じないように、事前に安全性や環境への影響について十分検討すること。	研究等に使用する化学物質等による環境汚染が生じないように、事前に安全性や環境への影響について十分検討する。
③ 研究等に使用する化学物質等による環境汚染が生じないように、保管、使用、処理等の各過程において適正な管理に努めること。	研究等に使用する化学物質等による環境汚染が生じないように、保管、使用、処理等の各過程において適正な管理に努める。

④ 生活排水による水質汚濁が生じないようにすること。	生活排水による水質汚濁が生じないように適切な規模・方式による生活排水処理施設を設置する。
⑤ 生活環境に著しい支障が生じないように建物の配置等に配慮すること。	電波障害、日照障害、風害等により生活環境に著しい支障が生じないように建物の配置等に配慮する。
⑥ 省エネルギーに努めること。	省エネルギー型の空調設備や照明設備などエネルギー効率の高い設備やソーラーシステムの導入を図り、省エネルギーに努める。
	断熱材の使用など建物構造の省エネルギー化に努める。
	廃熱などの未利用エネルギーの利用に努める。
	建物の配置や形状を工夫することなどにより、自然光等を有効利用し、熱負荷の軽減に努める。
(4)建設関連の事業 (公共建築物の建設等)	
① 快適で良好な街並みの創造に努めること。	施設の周辺には十分な緑地や親水空間、休息施設などのやすらぎといこいの場を創出し、快適で良好な街並みの創造に努める。
② 建設廃材や残土等の廃棄物の減量化、リサイクルに努めること。	工事に伴う建設廃材や残土等の廃棄物の減量化、リサイクルに努める。
③ 廃棄物の適正処理・リサイクルのためのシステムを整備すること。	廃棄物の適正処理・リサイクルのためのシステムを整備する。
④ 生活排水による水質汚濁が生じないように努めること。	生活排水による水質汚濁が生じないように適切な規模・方式による生活排水処理施設を設置する。
⑤ 生活環境に著しい支障が生じないように建物の配置等に配慮すること。	電波障害、日照障害、風害等により生活環境に著しい支障が生じないように建物の配置等に配慮する。
⑥ 省エネルギーに努めること。	省エネルギー型の空調設備や照明設備、ソーラーシステム、コージェネレーションシステム、地域冷暖房システムや雨水利用システムなどの導入により、省エネルギーに努める。
	断熱材の使用など建物構造の省エネルギー化に努める。
	廃熱などの未利用エネルギーの利用に努める。
	建物の配置や形状を工夫することなどにより、自然光等を有効利用し、熱負荷の軽減に努める。